

# 数 理 会 会 則

昭和37年7月 発効  
昭和39年5月  
昭和40年5月 一部変更  
昭和41年5月  
平成2年4月 一部変更  
平成8年5月 一部変更  
平成10年7月 一部変更

- 第1条（名 称） 本会は京都大学数理会と称する。
- 第2条（目 的） 本会は会員相互の交流を深め各員の心身を錬磨し學術の向上をはかることを目的とする。
- 第3条（本 部・支 部） 本会の事務所は京都市左京区吉田本町京都大学工学部情報学科数理工学コース内に置く。本会は支部を置くことができる。
- 第4条（会 員） 会員は、京都大学工学部数理工学科及び情報学科数理工学コースの学生、卒業生、教職員（旧職員を含む）及び工学研究科数理工学専攻の大学院生、修了者とする。ただし、情報学科数理工学コース兼担分野に配属された情報学研究科数理工学専攻、システム科学専攻、複雑系科学専攻の大学院生、修了者も、希望すれば会員になることができる。委員会は研究生等を準会員として承認することができる。
- 第5条（事 業） 本会は第2条の目的を達成するために各種の事業を行う。  
1．総会  
2．会誌及び会員名簿の発行  
3．新入会員歓迎会  
4．その他
- 第6条（会 長） 会長は、情報学科数理工学コース長とし、本会を代表するものとする。
- 第7条（委 員） 第5条の事業を円滑に行うために、会員は学部2，3，4回生より各2名、大学院生より3名、教職員より1名、各支部より1名の委員を選出する。
- 第8条（役 員） 委員会は会計1名を含む3名の役員を選出し、役員は中心となって事業活動を行うものとする。
- 第9条（委 員 会） 委員会は会長及び委員によって構成し、各年度の始めと終わりに定例会議を開き、会務の報告、その他事業活動に必要な事項について審議し、必要に応じて臨時会議を召集する。委員会の決定は全会一致とする。
- 第10条（委 員 の 任 期） 委員任期は一事業年度とする。但し再選はさまたげない。
- 第11条（年 度） 本会の事業年度及び会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第12条（会 務 の 報 告） 委員会は各年度の始めに会員に前年度の会務の報告を行う。
- 第13条（会 費 ・ 入 会 金） 会費は本会の事業進行のために会員から集める。また本会に入会するには入会金を納めるものとする。但し、金額は委員会においてこれを定める。また特別に 費用を必要とする場合は別に集めることがある。
- 第14条（改 正） 会則の改正は委員会が発議し、委員会招集の総会において出席者の過半数の賛成によって成立する。

（以上）